

第3部 今後の課題と方向

府域の環境問題については、第1部で報告したとおり、自動車による大気汚染や騒音をはじめ、生活排水による河川の水質汚濁、廃棄物問題などのいわゆる都市・生活型公害の克服が依然として重要な課題であり、また、豊かでうるおいのある緑や水辺に代表される快適空間、美しい景観の創造、さらには、地球環境も視野にいれた省資源・省エネルギー、リサイクル社会の構築などを通じて、より質の高い環境を保全し創造していかなければならない状況にある。

また、これらの状況を踏まえた諸施策については、第2部で報告したとおり、個々の施策においては一定の成果を上げているものの、さらに環境の状況を全体として改善するには、それぞれの施策の効果を高めるとともに、相互に連携した施策の取組強化が必要である。

このようなことから、本府の環境総合計画に示す『豊かな環境都市・大阪』の構築を目指し、同計画に掲げた環境保全目標等の達成・維持を図る施策の実施はもとより、環境総合計画の長期的な目標の実現に向けた諸施策の着実な実行を確保するため、同計画の進捗状況を適切に把握するとともに、効果的な進行管理システム、中長期的な取組のあり方など新たな施策の展開についても検討を進める。

また、環境問題を取り巻く今日的な状況として、国際的には二酸化炭素の排出抑制の困難性がより強く認識されてきたこと、府域では減量化の傾向にあったごみ排出総量が増加の方向に転じたこと、大和川や大阪湾の水環境をより一層改善する必要があること、環境JISの制定など自主的な環境配慮への取組が強く求められるようになったことが挙げられる。従って、これらの今日的な環境の状況にも対応するため、次のような観点からの取組についても十分留意する。

○ エコ・エネルギー都市構築に向けた取組

21世紀に向けて、省エネルギーと相まって自然エネルギーや未利用エネルギーの活用を図り、産業活動から日常生活に至るまで都市活動全体についてエネルギー使用を抑えるとともに、効率的なエネルギー利用がなされている『エコ・エネルギー都市・大阪』の構築に取り組む必要がある。

○ 省資源・リサイクル社会構築に向けた取組

廃棄物ゼロの社会をめざし、ごみは資源との認識による省資源・リサイクルに向けた取り組みを進めるだけでなく、リサイクルを前提としたごみの生じない製品開発・流通システムの変革など、生産段階から変革した、省資源・リサイクル社会の構築に取り組む必要がある。

○ 大阪湾の資源保全に向けた取組

汚濁の著しい一部の大淀流入河川の水質浄化を重点的に行い大阪湾の水質保全に努めるとともに、水産資源の保護・育成、人々が海に親しめるだけでなく生態系にも配慮した海岸づくりなど、府民に親しめる大阪湾づくりに取り組む必要がある。

○ グリーン購入に向けた取組

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく、環境の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入する、いわゆるグリーン購入を府が率先して実行し、自主的な環境配慮に対する府の姿勢を市町村、事業者及び府民に示す必要がある。

第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

今日の広範な環境問題に対しては、生活環境や自然環境といった環境の分野に共通する基本的施策として、府の機関相互の連携・調整を図る推進体制や行政・事業者・府民等との協働による推進体制を整備するとともに、規制的手法や環境影響評価、環境教育等の各種施策手法を適切に組み合わせ、活用を図ることが求められている。

このような状況に対して、「大阪府環境行政推進会議」や「豊かな環境づくり大阪府民会議」を活用して、府の関係機関の相互の連携、市町村、事業者、府民、民間団体等の相互の連携を図るとともに、規制的手法の活用、環境影響評価の推進などを通じた事業活動における環境への配慮の促進、社会のすべての構成員が自主的に環境問題に取り組む活動を支援するための環境教育の推進、環境情報の活用、調査研究の推進などの基本的施策を体系化して、環境総合計画として取りまとめ、施策を相互に連携して展開することとした。

今後はさらに、以下の課題の解決に向けて施策を推進していく。

事業活動における環境への配慮を浸透させる取組としては、公害防止のための排出規制などの各種の規制的手法は、これまで基本的手法として広範に活用され、環境保全上の支障の防止に一定の成果を発揮してきたが、さらに、有害化学物質への対応などの新たな取組を適正に実施していく。

大規模事業が環境に著しい影響を及ぼすことがないよう環境影響評価の手続きを定めた「大阪府環境影響評価要綱」は、府域の環境保全に一定の成果を挙げるとともに、制度としての定着をみているが、さらに、早い段階での環境影響評価、情報の公開や住民参加のあり方などについて、国内外の事例や国の法制化の動向を見ながら、条例化を含めて、手続面、制度面からの検討を進める。

関西国際空港及びその関連事業については、「関西国際空港環境監視機構」（会長：知事）において、事業主体が実施する環境監視データ等を収集・検討し、必要に応じて対策を要請・勧告してきたが、さらに、今後の離発着回数の増加等に伴い、環境面で地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう、事業者等に対する各種の働きかけを行う。

経済活動の主要な担い手である事業者に対しては、国際標準化機構（ISO）を中心となって自主的な環境管理システム・環境監査等の規格化がすすめられている。府としても、事業者自らが事業活動に伴う環境への負荷の低減を図り、事業活動が豊かな環境の保全及び創造に結びつくよう、「環境総括責任者」の設置を製造業を中心に促進してきたが、さらに、建設業、運輸業などに対しても設置の促進を図る。また、府も事業者、消費者の面をもつことから、その立場からの環境の保全・創造に向けた率先的な行動計画を策定する。

自主的な活動の推進を図る取組としては、教員向けの環境教育手引書の作成や親と子の環境講座の開催など多様な環境教育・啓発事業を実施してきたが、さらに、府民一人ひとりが環境問題への理解を深め、実践活動と結びつくことを通じて、ライフスタイルの見直しや社会経済システムの変革につながるよう、人材育成、情報提供、基盤の整備など府民の自主的な活動を支援する施策の充実を図る。

また、環境教育・学習を一体的に推進するため府としての環境学習のあり方を示す指針の策定について検討する。

環境情報の活用を図る取組としては、環境に関する情報を広く提供することを基本としてきたが、さらに、近年の情報通信分野での技術発展を活かして、インターネットなどのコンピュータネットワークを利用した環境に関する情報の発信機能の拡充を図るなど情報提供機能の充実を図る。

調査研究の推進としては、公害監視センター、公衆衛生研究所、産業技術総合研究所、農林技術センター、水産試験場、淡水魚試験場、府立大学等の府立の調査研究機関を中心として、広範な調査研究を実施してきたが、さらに、環境の保全及び創造の観点から、新たな課題に対応した調査研究を行う。特に、省資源・省エネルギーの推進をはじめ、健全な水や物質の循環が行われている環境未来社会を目指した取組を推進していくため、環境に関する実証研究、体験学習の場の検討を進めるとともに、将来的には、環境にやさしいライフスタイルを誘導する環境教育や開発途上国への環境保全技術の移転などにも対応できるシステムのあり方の検討を進める。

第2章 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、府民が健康で豊かな生活を享受できる社会を実現するため、環境総合計画に示す施策の大綱に沿って、以下の課題の解決に向けて施策を推進していく。

第1節 自動車公害の防止

近年の車社会の進展に伴う自動車保有台数の増加や都心部への自動車交通の集中は、排出ガスによる大気汚染や騒音等の深刻な自動車公害をもたらし、昨年7月には、自動車公害に対する国等による対策の必要性を認めた司法判断がなされるなど、その改善が現下の急務となっている。

このため、行政機関、事業者、府民等が相互に連携し、より低公害な自動車への転換、自動車使用の合理化、道路環境の改善などの自動車公害防止対策の総合的な推進が求められており、排出ガスや騒音を低減するための最も基本的な対策である自動車1台毎の単体規制について、中央公害対策審議会の答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（平成元年12月）」において示された長期目標や、中央環境審議会の答申「今後の自動車騒音低減対策のあり方について（自動車単体対策関係）（平成7年2月）」等を踏まえた第2段階規制以降の自動車騒音の許容限度の強化が早期に実施されるよう国に求めていく。

また、平成5年11月に策定した「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」に基づき、単体規制の推進はもとより、車種規制の実施、低公害車の普及促進、物流・人流・交通流対策等の諸施策を関係機関の連携の下に総合的に推進するとともに、局地的に窒素酸化物濃度や騒音レベルの高い交差点等においては、「大阪府域新渋滞対策プログラム」、「大阪府道路整備長期計画（レインボーメンバー計画21）」に基づき、順次、渋滞交差点の立体交差化、バイパス道路の整備等の地域の実情に応じた道路構造の改良、環境施設帯等の緩衝帯の確保など沿道環境改善方策の導入を推進するとともに、土壌や光触媒を活用した大気浄化システムの早期実用化等を図る。

主要幹線道路を中心に安全かつ円滑な交通流を確保するため信号制御機の高度化、交通情報板等の整備をはじめ光学式車両感知器による交通情報システムの開発を推進し、渋滞の緩和を図る。

なお、「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会」などにより、計画の進行管理を行う。

さらに、自動車交通量の抑制等を図るために毎月20日に実施しているノーマイカーデーや不要なアイドリングの停止運動などの府民運動を「大阪自動車公害対策推進会議」等の諸活動を通じて府民、事業者とともに展開する。

自動車騒音対策については、発生源対策や交通規制等による交通流対策と併せて、遮音壁の設置や低騒音舗装等の敷設等可能な限りの道路構造対策、地域の実情に応じた沿道土地利用対策などを、「大阪府車社会対策推進会議」等を活用しながら、関係機関との連携の下に総合的に推進していく。

第2節 廃棄物・リサイクル対策の推進

近年の経済活動や生活様式の変化に伴い、廃棄物の発生量が増加し、その種類も多様化しており、適正処理の確保が困難となってきている。また、面積が狭く、都市化が進んでいる府域においては、廃棄物処理施設の確保が困難になるなど、廃棄物を取り巻く状況は深刻なものとなっており、廃棄物を衛生的に処理し、生活環境を保全するという従来からの取組に加えて、省資源・省エネルギーや地球環境保全の視点から多角的な取組が求められている。

このため、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という社会のあり方を見直し、製品の開発、生産、流通、消費、廃棄等の各段階において、廃棄物の発生抑制やリサイクルが行われる経済社会システムを構築していく必要がある。そこで、まず廃棄物の発生を抑制し、次に再使用、再生利用やエネルギーとしての利用を行うなどリサイクルを進め、最後に利用できない廃棄物について適正に最終処分を行うことを基本とし、事業者、府民、行政が責任を適切に分担してこれらに取り組むことにより、「廃棄物のなくなる（ゼロエミッション）社会」の実現を目指した施策を総合的に展開することとした。

廃棄物の発生を抑制するため、「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の実践啓発や「リサイクルフェア」の開催等を通じて、生活様式の見直し、事業者による製品の生産・流通等の各段階における発生抑制や再生利用等が容易な製品づくりを促進する。

リサイクルを推進するため、廃家電リサイクル事業を行うとともに、平成7年6月に公布された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が円滑に施行されるよう、広域的な視点から市町村への支援等に努める。また、リサイクルセンターやリサイクル関連施設等の整備を促進する。

現在はパイロットプラントでの試作段階であるが、水道残渣を園芸用土に加工することにより、浄水処理過程で発生する廃棄物の減量化、有効利用を図る。

廃棄物の適正な処理を推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「大阪府産業廃棄物管理計画」等に基づき、排出事業者等への指導を徹底するとともに、市町村が行うごみ処理施設の計画的な整備や維持管理について、技術的な援助等を行う。また、堺第7-3区における廃棄物埋立処分事業を引き続き実施するとともに、近畿の関係府県等と協力して、フェニックス事業（大阪湾圏域広域処理場整備事業）を促進する。

さらに、廃棄物の適正管理（発生抑制、リサイクル、適正処理）のための基盤づくりを進めるため、ウェイストデータバンクの充実を図るとともに、「建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」の改訂の検討等を行う。また、「さんぱいフォーラム」や「不法投棄防止推進事業」を実施するとともに、「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」等を通じて、府民や事業者に対する実践啓発活動を行う。

第3節 大気環境の保全

大気環境については、法・条例等に基づく工場・事業場に対する排出規制及び削減指導、自動車排出ガス対策等の大気汚染対策を推進してきた結果、二酸化硫黄及び一酸化炭素については相当の改善がみられ環境保全目標を達成したが、二酸化窒素、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質については、未だ環境保全目標が達成されていない。

このような状況に対して、引き続き法・条例等に基づき、きめ細かな規制・指導を行うとともに、関係部局と連携し、地域冷暖房システムの導入促進によるエネルギーの有効利用を図るなどの地球環境の保全にも資する施策について、環境総合計画において体系づけ、大気汚染物質の排出抑制を図ることとした。

今後はさらに、電気事業法の改正（平成7年12月施行）により、一般企業による卸発電事業への参入、中小規模施設による電力供給が増加する可能性があり、これらの立地計画が具体化した場合は、大気汚染防止対策について指導するとともに、新たな大規模発生源に対しては環境影響評価制度を適正に運用する等大気汚染物質の排出抑制に努める。また、浮遊粒子状物質については、発生機構や発生源別の寄与等の解明に努めるとともに、工場・事業場からのはいじんや粉じんの排出抑制や、自動車から排出される粒子状物質の低減等の対策を推進する。

悪臭防止対策については、悪臭を発生させないように事業者等の意識高揚を図っていくとともに、規制事務が委任されている市町村に対し、適切な技術的助言・指導を行う。なお、悪臭防止法が改正（平成8年4月施行）され、従来の濃度規制に加えて、人の嗅覚を用いて悪臭を評価する嗅覚測定法による規制方式が法制化されたので、導入に関して検討を行う。また、生活環境保全条例に基づき、ゴム、皮革、ピッチ、合成樹脂などの屋外燃焼行為に対する規制を行うとともに、その他の物質の屋外燃焼行為による苦情に対する指導方法等の検討を行う。

第4節 水環境の保全

水環境については、法・条例に基づく工場・事業場に対する規制や普及率7割を超えた下水道によりかなり改善されてきたが、河川の水質は、代表的な汚濁指標であるBODでみると、依然として過半数の河川で環境保全目標を達成していない。とりわけ、大和川の支川の一部、寝屋川水系、泉州諸河川で汚濁が著しい。また、近年、有害化学物質による汚染も懸念されることから、水道水源に対して、より質の高い安全な原水の確保が求められている。さらに、河川をとりまく環境に対しても、生態系に配慮した多自然型河川や都市空間において安らぎの場となる親水空間、潤いのある美しい水環境が求められてきている。

一方、大阪湾の水質は、平成6年度を目標とした、第3次「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」及び第3次「窒素及びその化合物に係る削減指導方針」のそれぞれの目標を達成したもの、依然として、大阪市、堺市地先等のいわゆる湾奥部を除いて、海域の代表的な汚濁指標であるCODの環境保全目標を達成しておらず、また、窒素、燐の濃度も高く、富栄養化の状況が続いている。

このような状況に対して、法・条例に基づく規制・指導を徹底するほか、関連機関と連携し、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及・啓発、農業集落排水処理施設の設置、生活雑排水処理施設の整備等の生活排水対策とともに、河川等の浄化機能の維持及び向上、地域の特性に応じた地下水のかん養や、雨水浸透、雨水貯留等水の循環の改善による河川等の水質を保全するための対策（水循環アクションプログラム）、さらに、多様な生態系を含んだ自然環境の保全、回復及び活用等を図り、自然と共生する豊かな水環境を創造する施策を環境総合計画に体系づけ、総合的に推進することとした。

今後はさらに、2001年に向か、生活排水の適正処理100%達成を目標に、生活排水対策を計画的に推進する。

特に、大和川の支川である石川流域の市町村に対して、生活排水対策重点地域の指定に必要な調査検討を行い、地域指定に伴う補助事業を推進する。さらに府民団体との連携による研修会や各種啓発活動等を通じて、一人ひとりが水を汚さないという府民意識の向上を図るなど、府、市町村と住民が一体となって生活排水対策を進める。

下水道については、2001年に普及率を概ね90%に高めるため、流域下水道の幹線管渠の構成など整備の促進を図ることはもちろん、普及率の低い大和川以南の市町村の面的整備を促進するとともに、都市における健全な水循環の構築を目指し、処理水、汚泥等の下水道資源の有効利用の推進に向け、下水の高度処理化や溶融汚泥の有効利用などにも積極的に取り組む。

また、河川の自浄作用の向上を目指し、河川浄化事業として汚泥の浚渫（神崎川、平野川）や浄化用水導入事業（平野川）及び薄層流浄化事業（西除川、東除川）に加えて、多自然型川づくりによる護岸形成を行う。

一方、大阪湾の水質改善については、新たに策定した第4次「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」（平成8年7月制定）に基づきCOD汚濁負荷量総量削減のための諸対策を推進する。また、富栄養化による被害の発生を防止するため、新たに策定した「窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物に係る削減指導方針」（平成8年7月制定）に基づき、窒素及び燐の規制、指導の強化を行うなど産業排水対策及び生活排水対策を推進する。

さらに、快適な水辺環境の保全と創造を府民の日常活動から推進していくために、水質保全活動への支援や府民グループネットワークの形成など府民グループによる活動の基盤整備及び促進を図るとともに、河川、海域等の水質保全の重要性、河川愛護についての啓発等を推進する。

第5節 地盤環境の保全

事業活動等により、これまで地盤沈下、地下水汚染及び土壌汚染等の問題が生じてきているが、これらの問題は、いったん発生すればその回復は極めて困難であることから未然防止を図ることが重要である。

また、地盤沈下、地下水汚染及び土壌汚染はいずれも地表面下の問題として相互に関連していることから、一体として捉え、総合的な対策を推進していくことにより、地盤環境に係る環境保全目標を達成し、良好な地盤環境の保全を目指す必要がある。

さらに、地盤環境は地盤及び地盤を構成する土壤と地下水からなる環境資源であり、地下水のかん養機能の向上、汚染された地下水や土壤の浄化対策等により、良好に保全を図りながら貴重な資源として持続的に活用していくことも、今後望まれるところである。

このような状況において、工場・事業場に対し法令による規制・指導の徹底に努めるとともに、環境監視を行うほか、府下全域の地下水の水位、水質、採取量等の基礎データを収集・解析し、地盤沈下を起こさない安全揚水量をはじめとする地盤沈下・汚染の機構の解明に関する調査・研究を実施し、地盤環境に係る総合的な地下水管理手法の検討を行い、未然防止を目指すこととした。

また、地盤の持つ保水能力を向上させ、地下水のかん養を推進させる観点から、地下水や土壤の汚染の浄化対策の検討や調査・研究を進めるとともに、有害物質による汚染状況の監視を強化するなどの諸施策を環境総合計画において体系づけ、総合的に推進することとした。

第6節 騒音・振動の防止

工場・事業場及び建設作業に関する騒音・振動の苦情とともに、近年、生活様式の多様化に伴い、生活騒音、カラオケ騒音などの近隣騒音に関する苦情や鉄道等の交通による騒音・振動問題が生じている。騒音・振動問題は発生源が多種多様で、その影響は主として感覚的で、発生源周辺にかなり限定されているという特徴があり、その解決には、発生源対策はもとより、土地利用の適正化や社会的意識の啓発が重要な課題となっている。

工場・事業場及び建設作業について、法・条例に基づき、規制・指導を徹底するとともに、拡声機、カラオケ、航空機による宣伝放送、深夜営業騒音については、条例による規制・指導を行い、生活環境の保全を図る。生活騒音については、啓発活動の促進に努める。

また、新幹線鉄道及び在来鉄道の騒音・振動については、沿線自治体と連携しながら、鉄道事業者による対策の促進に努める。

大阪国際空港周辺における航空機騒音については、発生源対策及び周辺環境対策の一層の推進を国に要望するとともに、空港と調和した街づくりを進めていくため、大阪国際空港周辺緑地（利用緑地）の早期整備に努める。また、住宅移転補償、移転跡地を活用した地区整備、防音工事に対する補助事業等の一層の推進を図っていく。

一方、関西国際空港は、平成6年9月の開港以来、逐次、飛行便数の増加をみており、今後さらに飛行便数の増加が考えられるため、航空機騒音の環境監視を続け、航空機騒音の実態把握に努める。また、関西国際空港へのアクセス特急による騒音・振動問題については、平成8年5月の騒音・振動実態調査の結果等を踏まえ、鉄道事業者に対策を要請したところであるが、引き続き、沿線の環境を保全するため、鉄道事業者に対策の実施について働きかけを行う。

第7節 環境保健対策等の推進

環境問題の原点は、府民の生命と健康を守ることであるとの認識のもと、公害に係る健康被害の予防のための適切な対策を講じ、被害者の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染原因者負担の原則を踏まえ、救済制度等の円滑な実施に努める必要がある。

近年、科学技術の進展、消費の多様化等に伴い、生産・使用される化学物質は多種類にわたり、発生源の多様化や非意図的に生成されるものがあるなど、化学物質による環境問題への対応が新たな課題となっている。化学物質は種々の発生源から大気、水、土壤等を経由するため、その挙動も複雑であり、化学物質による環境問題への対応には、低濃度・長期暴露による健康影響の懸念と汚染の未然防止の観点から、微生物による健康問題とは別の観点から、関係機関と連携を図り、汚染の実態や挙動、影響等に関する調査研究を進めるとともに、化学物質の管理や大気、水、土壤等への排出の抑制手法を充実していく必要がある。

このような状況から、以下の施策を環境総合計画において体系づけ、総合的に推進することとした。

公害に係る健康被害の救済と予防については、大気汚染による健康影響調査を引き続き実施するとともに、大気汚染の影響による健康被害を予防するための健康被害予防事業を実施し、また、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく被認定者に対して、各種の補償給付が迅速かつ公正に行われるよう関係機関との連携を図るなど、救済制度等の円滑な実施に努める。

大気環境に係る有害物質対策については、法令に基づく規制基準の遵守徹底を指導するとともに、大気中への排出を抑制する必要がある化学物質について、「大阪府化学物質適正管理指針」（平成7年5月施行）に基づき事業者による有害化学物質の適正管理の推進を図る。

今後はさらに、大気汚染防止法の改正（平成8年5月）を受けて導入された有害大気汚染物質のモニタリングなど国の有害大気汚染物質対策と整合を図りつつ、有害大気汚染物質の排出抑制対策に努める。

水質環境に係る有害物質対策については、上水道水源の保全対策として、法令に基づく指導を行うとともに、要監視項目として環境庁が指定した25物質（平成5年3月）の発生源実態調査を行い排出抑制方法の検討を進めるほか、水道水源の水質調査を実施していく。また、農地等に散布される農薬による水質汚濁の未然防止を図るため、上水道水源地域の淀川・石川水系で水質調査を行うとともに、関係機関と協議し、農薬使用者に対し農薬の適正使用等を指導する。さらに、ゴルフ場に対して、「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」（平成2年7月策定）に基づき、低毒性農薬の使用等の指導や水質の監視を行う。特に上水道水源地域に立地するゴルフ場に対しては、改正強化した排水口での管理目標値により指導を行う。なお、農薬については、地球的規模の食品流通が行われている大阪府下の食品の安全性の確保の観点から、食品中残留農薬のモニタリングシステムの開発を進める。

地下水及び土壤については、地下水質や土壤汚染の状況を把握するとともに、有害物質を含む汚水等の地下浸透を禁止するなど、汚染の未然防止を図る。

廃棄物については、人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある特別管理産業廃棄物を生ずる事業者に処理実績報告書を定期的に提出させることにより、排出、処理の実態を把握し、排出抑制及び適正管理の指導の徹底を図る。

さらに、マイクロエレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジー産業を中心とする昨今の製品には多種類の化学物質が取り扱われることから、化学物質のデータベース化、プライオリティリストの作成、環境調査、リスクアセスメント手法の検討等を行い、各関係機関と連携して多種多様な化学物質を包括的に対応できるよう努める。

第3章 自然と共生する豊かな環境の創造

府下の自然は府民にとって多様でかけがえのない貴重な財産であり、生態系をはじめ自然が有する種々のシステムが良好に維持されることによって、その豊かな恵みを受けることができる。このため、自然環境の保全や創造を進め、自然の一員としての責任を果たすことにより、自然との共生を図り、現在及び将来の府民がその豊かな自然の恵みを引き続き受けられるよう、環境総合計画に示す施策の大綱に沿って、以下の課題の解決に向けて施策を推進していく。

第1節 生態系の多様性の確保

府域には、シカ、ニホンザルなど約30種の獣類、約270種の野鳥をはじめ、特別天然記念物として指定されているオオサンショウウオや天然記念物のアユモドキやイタセンパラといった野生動植物が生息している。

このような状況に対して、府域の野生動植物の多様性を調査し、貴重種の保護増殖を進めるとともに、府域の森林や公園、河川など野生生物の生息・生育空間としてのビオトープ・営巣地を確保するほか、採餌や繁殖のための交流が行えるよう連続性に配慮した水と緑のネットワークの形成といった施策を環境総合計画に体系付け、総合的に展開することとした。

今後はさらに、貴重種等の生息状況を調査し、レッドデータブックの作成を進めるとともに、淀川におけるアユモドキ、イタセンパラの生息環境であるわんど等の保全と生息環境の回復を図る。また、環境共生港湾（エコポート）のモデル港湾として、堺泉北港における人工干潟の整備、覆砂による底質改善、親水緑地の整備等について検討し、豊かな水辺を創造する。

第2節 多様な自然環境の保全・回復、活用

府域には、原生的な自然は極めて少ないものの、和泉葛城山のブナ林など貴重な自然を含む府域周辺部の優れた自然環境や、自然干潟や岩礁などの自然海岸がまだなお残されている。しかしながら、農林業従事者の高齢化などにより、林業等の生産活動を通じた山林資源の維持・管理が困難になってきている。

このような状況に対して、和泉葛城山のブナ林、大阪府自然環境保全地域、大阪府緑地保全地域などの学術的価値の高い貴重な自然を保全するために、法令に基づき自然環境の改変等を規制し、必要に応じ、土地の買取り等の保全措置を講じるなど、その地域の特性にあった保全を進めるとともに、市街地緑化の推進、自然海浜保全地区の保全と適正な利用の促進、河川・ため池周辺の水辺の生態系の保全・再生などの施策を環境総合計画に体系づけ、自然環境の保全等に向けた取組を総合的・多角的に推進することとした。

今後はさらに、和泉葛城山のブナ林の保全のため周辺地域でのブナの養成などを行うとともに、三草山

緑地環境保全事業の一環としてゼフィルスの生態を研究し、より適切な保護策を検討する。また、大阪府域の周辺部の森林について無秩序な開発から保全し、周辺山系の優れた自然環境の保全と活用を図る。

また、水辺環境の整備に当たっては、河川については、多自然型川づくりや魚にやさしい川づくり等の生態系に配慮した川づくりを進め、ため池については、周辺を府民の身近な水辺として活用するため、オアシス整備事業により噴水によるばっ氣などを行い水の浄化を図るとともに、緑道、農業用水路と連結して水とみどりのネットワーク化を図る。さらに、大阪湾沿岸においても、きれいな水、生態系の保全・再生を図るため、覆砂による水産資源の育成の場の創出と、漁礁の設置などつくり育てる漁業を振興するとともに、淡輪・箱作海岸において人工磯浜の整備を進める。

第3節 自然とふれあう場と機会づくり

近年、自然の持つ教育的機能が見直されてきており、身近に自然とふれあえる場として、あるいは府民が憩い、やすらぐことのできるレクリエーションや文化活動の場として、これらの機能を十分に活かすことのできる周辺山系の森林を中心とした緑や身近な緑地空間の保全・整備が求められている。

このような状況から、府民の森等の自然公園施設の充実、府民の森をはじめとする森林利用拠点と東海自然歩道、生駒縦走歩道、ダイヤモンドトレールといった既存の長距離自然歩道とのネットワーク化、周辺山系を環状に結ぶ「環状自然歩道」の整備、さらにこれらと市街地部の緑道等との連携による「自然とのふれあいネットワーク」の形成を促進するほか、府民に森林・林業の知識と理解を深める場として、体験林業や木工教室といった体験学習の場の整備、植林作業や間伐作業等の林業の体験の機会の提供といった施策を環境総合計画に体系付け、自然とのふれあいの場や機会をより多く提供することとした。

今後はさらに、金剛生駒国定公園において、和泉葛城山系まで区域を拡大し、自然歩道などの施設整備を図るとともに、北摂山系における府営公園構想を推進する。また、ふるさとの川整備事業、ため池オアシス整備事業など自然とふれあえる水辺の整備を進めるほか、海に親しむ府営公園としてりんくう緑地の整備、せんなん里海公園の整備を進める。

第4節 自然環境の保全・創造のための活動の推進

府においても、ナショナルトラスト運動が展開されており、良好な自然環境の保全と身近な緑の充実を図る活動が進められている。

このような状況から、(財)大阪みどりのトラスト協会と連携して、新たなトラストの候補地の調査を進めるほか、「緑づくりマニュアル」の作成、府民が積極的に取り組むことのできる地域の自主的活動組織などの創出、さらに、公共施設や住民、民間施設の緑化の支援といった施策を環境総合計画に体系付け、府民参加のシステムづくりをすすめるとともに、都市アメニティの向上を図ることとしている。

今後はさらに、緑化計画の作成から樹木の植栽、管理指導までを実施する「大阪府緑化支援隊」の活動

を通じて着実な施設緑化の推進を図るとともに、教育の場との連携等を強化して、自主的な活動を促進する人材の養成を促進する。

第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造

都市が経済的にも文化的にも活気にあふれる場所であり続け、人々を引きつける魅力をもち、人々が集まる賑わいそのものが都市の魅力をさらに増幅させるという、賑わいに満ちた都市空間を創りだすためには、都市景観の向上を図るとともに、歴史的文化的遺産を保全し、その活用を図ることなど文化を演出する多彩な空間を創出することが必要である。

このため、「新たな都市空間の創出に関する取組」として、潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全及び活用による歴史的文化的環境の形成が図られるよう、環境総合計画に示す施策の大綱に沿って、以下の課題の解決に向けて施策を推進していく。

第1節 潤いと安らぎのある都市空間の形成

府民の価値観の多様化や21世紀初頭に迎える超高齢化社会に対応するため、公園・緑地、街路樹、親水空間の効率的な整備など、まちの顔となるみどりを機会をとらえて整備していく必要がある。

このような状況に対して、府営公園を緑のネットワークの拠点とした公共的な緑地の整備を行うとともに、緑地協定による民有緑地の保全等を含めて、地域に状況に応じた多様な緑地の整備を進める。また、広場の整備や、治水・利水との整合を図りつつ行う、親水性を高める水辺の施設整備などの施策を環境総合計画に体系付け、府民、事業者、行政、地域コミュニティがそれぞれの立場で連携して、都市空間にゆとりを与える施策の展開を図ることとした。

今後はさらに、市町村の公園事業、特に防災上必要な地域の公園整備事業に積極的に補助を行うとともに、府立高等学校の緑被率（目標20%以上）の達成に向けて「学園の森」等の整備を行うなど、公共施設の緑化、公園・緑地や街路樹の整備等を積極的に行う。また、下水道施設については、より地域に開かれた施設となるよう、場内の修景整備を行う。併せて、人工衛星データによる環境モニタリングをもとに、都市域のオープンスペースが持つヒートアイランド現象の緩和機能に植樹、水辺の配置がどの程度の効果を示すか検討を行う。

なお、公園・緑地や水辺、歩道や広場など、日常には憩いの場となるアメニティ空間の整備に当たっては、防災や福祉のまちづくりの観点から、高齢者や障害者、子供など、誰もが利用しやすく、災害時には避難地や延焼防止空間、避難路などとなるよう総合的な環境づくりを進める。

第2節 美しい景観の形成

美しい景観づくりを進め、「大阪府都市景観ビジョン」を実現するには、府民、事業者、行政の役割分担を明確にするとともに、美しい大阪を形成するルールを策定し、府民等の意識の啓発が必要である。

このような状況から、大規模プロジェクトや道路、公共建築物など街並みの骨格となる施設の整備に当

たっては、法令や景観形成ガイドライン、大阪府公共建築整備指針等により、地域の特性を活かした美しい景観の形成を図るとともに、景観を阻害する行為の抑制や景観づくりに取り組む自主的な活動の支援などの施策を環境総合計画に体系づけ、総合的に展開することとした。

今後はさらに、広域行政からみた景観づくりを体系づけ、美しい大阪を形成するルールとなる景観条例の制定を検討する。

第3節 歴史的文化的環境の形成

大阪には、古代から現代にいたるまでの各時代を象徴する歴史的文化的遺産が各地に数多く集積しており、このような貴重な遺産を保全・再生し、これらが醸し出す歴史的文化的雰囲気を地域の個性、特色として活かされるよう配慮する必要がある。

このような状況から、法令に基づく規制・指導を行い、歴史的文化的雰囲気を残しながら、将来も、安全で快適に住み続けられるよう配慮し、地域住民の合意や協力を得て歴史的街並みの保全・整備を促進するとともに、歴史的文化的環境の保全と活用についての府民の創意工夫を支援する施策を環境総合計画に体系づけ、総合的に展開することとした。

第5章 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造

地球環境問題は、人類の生存基盤に関わるものとして、国際社会全体が協力して取り組むべき重要な課題であり、地球環境を保全しつつ持続的な発展が可能な社会の実現を図るために、府民の日常生活や社会経済活動が環境への負荷の要因となっているという認識の下に、環境への配慮が十分になされる地域社会の構築を目指す必要がある。

また、世界のG N P の 1 % を占め、先進国一国にも匹敵する経済規模を有する府の立場から、これまでの公害防止に関するノウハウ等の蓄積を踏まえ、海外への技術移転など、地球環境問題への積極的な国際貢献が必要である。

このため、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制や循環的な利用等が徹底される社会の構築、環境の保全に関する技術等の蓄積の活用等を図ることにより、地球環境保全に資する環境にやさしい社会が創造されるよう、環境基本計画に示す施策の大綱に沿って、以下の課題の解決に向けて、諸施策を推進していく。

第1節 地球環境保全に資する取組の推進

地球規模の環境問題であってもその原因や解決策は一人ひとりの生活に直結しているものが多く、地球規模で考え、足元から行動するという地域に根ざした取組が重要であり、身近な環境を守ることが地球環境の保全につながるという認識に立って、行政、事業者、府民及び民間団体等のすべての主体が環境保全に関する行動に参加する社会を実現することが求められている。

また、国は「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画について」を閣議決定し（平成7年6月）、国自らの行動の他に、地方公共団体、事業者等においても、この計画の趣旨を踏まえた率先的な取組が行われることが期待されている。

このような状況に対して、地球温暖化対策としては、「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」（平成7年3月策定）に掲げる各種施策の普及啓発、オゾン層保護対策としては、平成7年末の特定フロンの生産全廃を契機としたフロン回収等の促進についての啓発・指導や市町村への支援、酸性雨対策としては、関係機関と連携して、府域の酸性雨・酸性霧の実態及びその影響を把握する調査の実施、さらに、国際環境協力としては、U N E P（国連環境計画）国際環境技術センター（大阪）の支援機関である財團法人地球環境センターに対しての運営の支援といった施策を、環境総合計画に体系づけ、総合的に展開することとした。

今後はさらに、地球環境保全行動計画の大阪府版であるローカルアジェンダ21の具体的行動内容を示した「豊かな環境づくり大阪行動計画」（平成8年6月）に基づく実践的な行動を推進する。

また、産業部門における温暖化防止技術の普及を図り、地域特性に応じた廃エネルギー活用方策の検討を通じて温暖化防止対策の推進を図る。

一方、オゾン層保護対策としては、「大阪府フロン対策協議会」において、適切なフロン回収・処理システムの構築に向けての検討を進める。

さらに、地球環境問題に対する積極的な国際貢献として、かつて高度経済成長の過程で生じた深刻な公害を克服した府の環境保全施策、公害防止技術、環境モニタリング技術等のノウハウ、経験を開発途上国等に移転するため、対象地域の実情を踏まえながら、広く海外からの研修生の受け入れや職員の派遣を行う。

第2節 環境に優しい地域づくり

地球環境問題の解決に向け、環境の状況を把握し、環境の変化の機構を解明するとともに、環境保全に関する適切な施策を策定するためには、所要の調査研究、監視・観測等を的確に行うことが重要である。また、環境への負荷の少ない省資源・省エネルギーの徹底したリサイクル社会を構築するためには、環境保全に関する技術の開発・普及を図ることが必要である。

このような状況に対して、「環境負荷の少ない循環型システムへの変革」を目指した取組を中長期的な環境政策の基本姿勢として、環境総合計画を取りまとめ、諸施策を展開することとした。

今後はさらに、ほぼ実用段階に達した太陽光発電システム等の普及を促進するとともに、府下における省資源・省エネルギーの導入効果、地域特性に応じた自然エネルギーや未利用エネルギー活用方策等を踏まえた「エコ・エネルギー都市大阪計画（仮称）」の検討を行い、環境負荷の少ない循環型システムへの変革を目指す。また、地球環境問題に係る試験研究・技術開発に努め、低公害車の普及、物流・人流・交通流対策等の環境への負荷の少ない交通体系の形成など都市基盤の整備を進めるほか、都市のヒートアイランド現象を緩和するため、市街地等の緑化や水辺環境の保全と創造を推進するとともに二酸化炭素の吸収源である森林の適切な保全と活用に努める。さらに、省エネルギー、省資源、新エネルギーの導入、緑化の推進等の観点から、府有施設に導入できる対策技術について検討を進める。